

# 安心安全快適な街 づくりを目指して

自治会未加入者のごみステーション等の利用について



# はじめに



桜台地区は自治会員世帯1183戸、自治会未加入世帯49戸（以下、非会員と云う）の合計1232世帯で構成されている（令和6年1月現在）。

ごみステーションは、従来から慣例により無料で非会員の方も利用できるようにしている。

**最近ごみ出しルールを守らない人・マナー違反の人が増えてきており、都度自治会役員が適切な処理を行い対応しているため役員の負担が増加している。**

**これは自治会員の高齢化と市からの周知・回覧等が回らない非会員が増加傾向にあることも一因として想定される。**



またごみステーションの維持管理・運用経費負担等で、非会員へも相応の負担を求めるべきとの意見も多数出ている。

ごみステーションに限らず、防犯灯の電気料金、公園・道路の清掃・防災に係る費用等々を含めて費用負担全体の公平について考察し次のとおり検討した。

# 桜台地区ごみステーションの歴史 1/2

- ごみステーションは50ヶ所あり、開発当時の宅地造成会社のごみステーションの施設（土地、ブロック塀、金網）を市原市に寄贈し、敷地は市原市の所有になっている。
- その後桜台自治会は市にごみステーションを申請し、その維持管理・運用を市原市より委ねられ自主的に行ってきた。今までブロック塀と金網の大規模修理1回、さらにカラス・猫等の対策でネットとそれを支える鉄パイプ等を設置し、その修理を実施してきている。



# 桜台地区ごみステーションの歴史 2/2

- 小規模修理は、利用者の中からボランティアを募り、修理計画書（修理箇所・方法・予算・実施者等）を事前に提出していただき、費用負担も自治会で行っている
- また、来るべき大規模修理に備えて修繕金の積立も行っている
- ごみステーションは本来、自治会員が利用する前提で申請したものであり、その利用は自治会に限定されるものであるが、ごみステーションの公共性から非会員へもその利用を認めている



# 自治会員の不満 1 / 2

- 非会員が無償でごみステーションを利用しているのは不公平感が大きい。
- 非会員は地域の環境維持活動や、防犯・防災活動等に参加せず又、防犯灯の電気料金も支払わず安心安全な生活環境を享受しているのは不公平である。
- 大規模災害が発生した場合は、地域全体で助け合わなければならないことが十分想定されながら自治会活動に参加しないのは問題である。
- 自治会員の生活環境維持活動等は桜台全体の資産価値を高めており、非会員の方にも理解してもらいたい。



# 自治会員の不満 2 / 2

- 災害が起こった時や不慮の事件や事故が起こった時は、自治会員非会員に拘わらず助け合って生き延びなければならないことが十分想定されていることを理解させるべき。（困った時だけ助けては虫が良すぎる！）
- ごみステーションの利用料と快適な生活環境を共有するため非会員より共益費を徴収すべき。



# ごみステーションに係わる 市原市の考え方

- 市ではごみステーションの基本ルール（回収日・回収回数・分別等）を定めるが、維持管理・運用は自治会に委ねている。
- 自治会等で定めたルールに（維持管理費の支払い・清掃当番等）従えない非会員が、一定以上集まり市へ申請して許可されれば新しいごみステーションを設置することはできる。但し、ごみステーションの維持管理は申請者が行うこととなる。（使用開始は申請から約3週間程度必要）
- 少数だが個人で民間のごみ収集廃棄業者に依頼している人もいる。（費用は1回の収集廃棄で600円程度と聞いている）





# 考察結果

- 非会員より＜ごみステーションの利用＞並びに＜安心安全・快適な生活環境を維持＞するための維持協力金を徴収する。

維持協力金額は7800円/年（ごみステーション利用350円/毎月、環境維持費300円/毎月）  
⇒ ⇒ 金額要検討

- 維持協力金の支払いを拒否する非会員は、ごみステーションの利用を差し止め、市へ自前のごみステーションの申請をしてもらう。

- 自治会員・非会員双方の幸せと安心安全の街作りの観点からも、全住民が自治会員になることが理想である。



# 裁判判例に見るごみステーションの利用について

- 自治会が管理していると言っても、ごみステーションの公共性に鑑み、非会員のごみステーション利用を許可しないことは生活権の侵害にあたりと判断されている。
- 判例で、ごみステーションの利用を許可しないことの違法性を認めた根拠として「たとへ非会員でも維持管理費などの負担を求めればよく、いきなり利用を一切認めないのは正当化できない」という判断である。



# その他留意すべき事項 (非会員向け)

- 非会員から維持協力金を徴収する場合、裁判判例に鑑み**弁護士へ相談することが必須**となる。  
(市役所で無料の法律相談日がある)
- 最終的には提訴される事態も考慮し腹を据えた覚悟で取り組む
- **非会員の方々と意見交換**を行い理解を求める。
- 本ルールの適用にあたっては、非会員の方々の事情も考慮して**3か月から4か月程度の準備期間**を設ける。



# その他留意すべき事項 (会員向け)

- 自治会入会者で、**一切の役割を拒否している人並びに長期滞納者**には会則に定める**義務違反で脱会してもらう**。非会員になっても年間6,000円の維持協力金を徴収する。
- **病気・高齢化等相応の理由で、班長等の役員任務ができないことが班内で多数の了解が得られている場合は、自治会役員（理事、班長）を免除されることは会則で担保されているので、脱会の対象とはならない。**

